



あんぽ柿、干し柿等の

加工生産者・原料柿生産者・流通業者の皆さまへ

令和7年10月

福島県園芸課

福島県では、福島市、伊達市、桑折町、国見町（以下、「2市2町」という。）で作られた令和7年度産の「カキ」を原料とする乾燥果実（あんぽ柿、干し柿等）について、加工・出荷・販売しないよう加工自粛を要請しています。

ただし、あんぽ柿に限り、福島県あんぽ柿産地振興協会が全量非破壊検査を通じて、安全性を確認した製品（トレー製品及び個包装製品）のみ出荷・販売が可能となっており、それらの製品には、検査済みのシールが貼付されます。（写真1及び2）

なお、2市2町内で加工が可能な原料柿は、原則2市2町で生産されたものに限ります。従って、他の市町村及び県外の原料柿を2市2町へ供給することや、2市2町の原料柿を他の市町村及び県外で加工することは控えてください。



【写真1】 トレー製品と確認済みシール



【写真2】 個包装製品と確認済みシール

富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯舘村の5町村は、福島県の加工検査を実施していないため、出荷販売を目的としたあんぽ柿、干し柿等の加工は控えるようお願いしています。これらの町村においては、他市町村から原料柿を持ち込んで加工することも控えるようお願いします。

詳しくはホームページをご覧ください。

福島県 あんぽ柿 自粛

で検索

【お問い合わせ先（平日8：30～17：15）】

福島県農林水産部園芸課 電話：024-521-7357 FAX：024-521-8581